

第1回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和6年7月26日(金) 16時05分～16時30分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 最低賃金法第24条第2項の規定により、公益代表委員から部会長及び部会長代理の選出を行った。
- (2) 公益委員の求めに応じ、事務局から賃金引上げの共同宣言、年収の壁対策など労働局の取組について説明した。また、公益委員からハローワークの募集賃金額について質問があったため、全産業の最低募集時給平均額(令和6年5月時点: 1,055円)を説明した。
- (3) 労使の主張に先立って、最低賃金と生活保護費の比較について説明した。
- (4) 労働者側委員が基本的な主張を述べた。
 - ① 長期化していた新型コロナウイルス感染症は昨年5月8日以降、季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、通常の日常生活に戻りながら、早一年が経過した。コロナ禍で落ち込んだ経済も回復傾向にあり、この局面で、日本経済のステージを転換し経済を持続的な成長へと導くためには、本年の春季生活闘争でかつてない水準で実現した賃上げの成果を、未組織の労働者へも広く、確実に波及させる必要があると認識している。様々な要因が絡み合い急激な物価上昇が継続されており、消費者物価指数は昨年10月の(前年同月比)3.9%以来、3%前後の高水準で推移している。加えて、労働者の所定内給与が前年と比較して2.5%増加し、およそ31年ぶりの高い伸び率となった一方で、物価を反映した実質賃金は26か月連続のマイナスとなっており、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状態が継続されており、今後も物価上昇が続くことも予想され、昨年以上の賃金引き上げが必要であると考えます。

② 1点目、最低賃金引上げの重要性について

ここ数年、日本の最低賃金の低さについて申し述べたが、とりわけ山口県では昨年過去最高の40円引き上げられ928円となったものの、連合が試算する最新のリビングウェイジ（生活する上で最低限必要な賃金水準）においては、山口県では時間額1050円が必要であることが示されている。加えて、仮に時間額1050円となった場合においても、年間2,000時間働いて210万円程度にしかならず、いわゆるワーキングプア水準にとどまる状況にあり、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことに足る水準として十分であるとは言えない。

また、消費者物価が3%前後の高水準が推移していることに加え、実質賃金が26か月マイナスの現状に鑑みれば、労働者のみならず、国民全員に影響を及ぼしている。

したがって、最低賃金近傍で働く労働者の生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金を強く意識した最低賃金の引き上げは非常に重要だと認識している。加えて、本年の春闘において労働組合は「人への投資」を積極的に求め、山口県でも賃上げ率は5.6%となっており、過去最大となる底上げを図ることができた。よって、この成果を未組織の労働者へも広く、確実に波及させる必要があると認識している。

③ 2点目、地域間格差について

地域間格差は、地方部から都市部へ労働力を流出させる一因となり、結果として地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車をかけ、地域そのものの持続性にも悪影響を及ぼす恐れもある。

このまま他県との格差が拡大・継続していくとAランク地域への人材流出はもとより、近隣Bランク地域への人材流出にも歯止めが掛からない状況となり、人材流出を防ぐためにも、地域間格差の是正に向け今年度も真摯に審議を行わなくてはならない。また現在、全国加重平均1004円に対し、山口県928円と76円も差がある山口県の実態を踏まえた審議が必要であることに加え、去年は全国加重平均961円に対し山口県888円と73円の差であったことに鑑みると、3円差が広がっている。これは、去年はランクの見直しがあったことに加え、ランク毎に目安額が違う中、とりわけCランクの各県が都市部への労働力の流出を防ぐべく、目安以上の引上げを行った結果、全国加重平均額が目安以上に上昇し、Cランクは地域間格差が縮まり、Bランク各県は格差が広がったと認識している。

したがって、今年度はBランクである山口県としても地域間格差の縮小に向け、目安以上の引上げを行う必要がある。

④ 3点目、目安答申について

Bランクの山口県においては、過去最大の上げ幅となる50円が示された。昨年に引き続いての過去最大の目安となったが、今年度も中央において労使双方が、物価上昇や実質賃金等、あらゆる方向から議論を行うとともに、真摯な議論を十分に尽くした結果であり、この目安額を尊重することに加え、地方最低賃金審議会の自主性発揮も非常に重要であると認識している。また、公益委員見解の「地方最低賃金審議会への期待等」として、「今年度の目安額は最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたい」と示された。よって更なる地域間格差の是正に向け目安額を超えた議論も必要と考える。

⑤ 最後に、発効日について

最低賃金近傍で働いている人の実生活は、急激な物価上昇に耐えられず、今も苦しい状況にある。そのような中、今年は中央の真摯な議論により、予定どおりの日程で目安が答申された。発効日ありきではないが、地方審議会・専門部会においても、真摯な議論をおこない、一日でも早く発行できるよう取り組みを進め、その方々への一助となるよう努める。

(5) 使用者側は、次回本審（第440回）にて基本的な主張を行うとした。

(6) 具体的な金額については、次回以降の審議となった。